

# 1

## 戸籍謄抄本・附票等交付請求書

住印・各・登・ア

申請日 年 月 日

(あて先) 亀岡市長

※請求には本人確認資料が必要です。  
その他の注意事項は裏面に記載されています。

顔写真付官公署発行の書類(免許証等)をお持ちでない方は、健康保険証等2点以上の書類で本人確認させていただきます。

窓口 に こ ら れ た 方	住 所		電話番号 ( )		
	フリガナ 氏 名	西暦・明・大・昭・平・令 生年月日 年 月 日			
ど な た の が 必 要 で す か	本籍 亀岡市				
	筆頭者の氏名				
	必要な方の氏名	西暦・明・大・昭・平・令 生年月日 年 月 日			
※必要な方 との関係 (あてはまる ものに○を)	・本人 ・配偶者(夫、妻) ・直系 (父、母、父方の祖父母、母方の祖父母、子、孫、) ※窓口にくられた方が上記に該当しない場合には、委任状等が必要です。また、下記にも記入してください。				
委任状を お持ちのとき	委任者 (たのんだ人)	住 所	電話番号 ( )		続柄 ※係員 記入欄
		フリガナ 氏 名	西暦・明・大・昭・平・令 生年月日 年 月 日		
請求の理由	<input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関に提出するため <input type="checkbox"/> その他				
何が必要ですか。必要な通数を記入してください。					
証 明 書 の 種 類	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 戸籍に記載されている方全員の証明	通	戸籍附票(全部・個人)	通	
	戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	通	戸籍一部事項証明書 必要な方の名 ( ) 必要な事項 ( )	通	
	除籍全部事項証明書(除籍謄本) 除籍に記載されている方全員の証明	通	除籍一部事項証明書 必要な方の名 ( ) 必要な事項 ( )	通	
	除籍個人事項証明書(除籍抄本)	通	受理証明書 (婚姻・離婚・出生・死亡 届) 届出の年月日 ( 年 月 日)	通	
	改製原戸籍謄本・抄本	通	届書記載事項証明書(年金・簡保) (婚姻・離婚・出生・死亡 届) 届出の年月日 ( 年 月 日)	通	
※係員記入欄 生～亡 ・ 生～婚 ・ 婚～亡 各 ( )					
本人確認	<input type="checkbox"/> 免許証 <input checked="" type="checkbox"/> 保険証( ) <input type="checkbox"/> 資格証 <input type="checkbox"/> パスポート <input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 職員証(氏 ) <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input checked="" type="checkbox"/> 別紙 <input type="checkbox"/> その他	受付	作成	照合	交付

## 請求に当たっての注意事項

### 1. 請求の理由の記載について

#### (1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

#### (2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。

また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

#### (3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

### 2. 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

### 3. 戸籍個人事項証明について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。

### 4. 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。

### 5. 本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

### 6. 権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類が必要です。

### 7. 押印の要否について

交付請求書には、窓口に来た方の署名又は記名押印が必要です。

### 8. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。